



女性が自転車で滑って転倒した現場付近。雨でぬれて
いると滑りやすいという住民もいる(大阪市北区)

マンション路面で31人が56回転倒

原告が自力調査

大阪市北区の賃貸マンション敷地で、自転車をした女性(62)が、「滑りやすいタイルを使用していた」として、管理する都市再生機構(横浜市)に約2640万円の損害賠償を求めて大阪地裁で係争中だ。女性は独力で住民アンケートを行い、現場や周辺での転倒事故31件を「発掘」し、証拠提出した。滑るなどして転倒死するケースは全国で年間3500件前後あり、女性はスリップ事故の危険性を訴えている。

訴えなどによると、女性は00年8月、マンション駐輪場近くのタイル張りの路面を自転車で曲がった際、スリップし転倒。大腿骨を折る大けがを負い、後遺症で走ったり正座することができなくなつた。当時、路面は雨でぬれしており、女性は夫(63)の救助を待つ約20分間に、別の自転車の女性2人が立て続けに滑って転倒するのを目撃したと

いう。女性は03年8月、マンションの住民ら約420人に同種の転倒事故の経験を問うアンケートを実施。その結果、同じ場所や付近で31人が延べ56回「転倒した経験がある」と回答。ほとんどが、自転車でぬれたタイル張り路面を走行中に転倒しており、骨折や打撲などの転車を降りて押すべきではない」と反論している。

厚生労働省によると、路面の滑り具合は「やや危険」どちらともいえない」とされた。都市再生機構側は訴訟で「現場は自己責任。滑りやすくもしない」と反論している。路面の滑り具合は「やや危険」どちらともいえない」とされた。都市再生機構側は訴訟で「現場は自己責任。滑りやすくもない」と反論している。

【堀川剛護、写真も】
都市再生機構の話
争中であり、コメントは差し控えたい。